

福祉作業所等自主製品販売所運営委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 件名

福祉作業所等自主製品販売所運営委託

2 目的

区内の福祉作業所等の自主製品の販売所を設置することにより、障害のある人への理解促進、意識啓発を行うとともに、販路を拡大し工賃の向上を図る。また、障害者の就労の機会を提供し、社会参加及び社会的自立の促進を図る。

2 委託内容

別紙「仕様書」のとおり

※ただし、プロポーザルにおいて決定した委託事業者が提案する内容を基に区と協議の上、仕様の内容を決定する。

3 委託期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

※契約は単年度契約とするが、履行状況を厳正に確認し、履行実績が良好と認められた場合に限り、引き続き1年単位で契約更新できるものとする。更新は4回までとする。

4 提案上限額

15,037,000円（消費税を含む）

5 参加資格要件

(1) 本プロポーザルへの参加者は、参加申し込みの時点で以下の要件をすべて満たすものとする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

②東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないこと。

③東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。

④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。

⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。

⑥不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。

(2) 参加申し込み時点において参加資格を有する者であっても、契約締結までの間に参加資

格を喪失することになった場合、当該参加者はその時点で失格とする。

6 スケジュール（予定）

内容	日程
質問の提出締切	令和8年4月8日(水)正午まで
質問への回答	令和8年4月14日(火)頃
提案書等の受付締め切り	令和8年4月20日(月)正午まで
第一次審査結果 及び二次審査の詳細通知	令和8年5月上旬
第二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年5月26日(火)
最終審査結果通知	令和8年5月29日(金)

※審査の進捗状況により日程が変更になる場合がある。

7 応募手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を指定の期日までに提出すること。

(1) 参加申込書（様式1）、会社概要（様式2）、業務実施体制（様式3） 正本1部

(2) 東京電子自治体共同運営サービス「東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面の印鑑証明部分を含む） 正本1部

※東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格を有しないものについては、参加申込書の提出にあたり、次に掲げる書類を併せて提出させるものとする。

- ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）[正本] 発行後3ヶ月以内のもの（法人の場合に限る。）
- ② 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）[正本] 発行後3ヶ月以内のもの（個人で商号を用いる場合に限る。）
- ③ 身分証明書[正本] 本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3ヶ月以内のもの（個人で商号を用いないで営業をしている場合に限る。）
- ④ 登記事項証明書[正本] 発行後3ヶ月以内のもの（個人で商号を用いないで営業をしている場合に限る。）
- ⑤ 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書等（直近決算期のもの）
- ⑥ 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書（直近決算期のもの）（法人の場合に限る。）
- ⑦ 納税証明書その1（法人税）（直近決算期のもの）（法人の場合に限る。）
- ⑧ 納税証明書その1（所得税）（直近年もの）（個人の場合に限る。）
- ⑨ 納税証明書その1（消費税及び地方消費税）（法人の場合は直近決算期のもの）（個人の場合は直近年のもの）

なお、⑥から⑨までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。

(3) 提案書（様式4）

正本(要押印)1部、副本5部

- ・ 副本には応募者が特定できる社名、社章、ロゴマーク等表示を一切しないこと
- ・ **資料1**「福祉作業所等自主製品販売所運営委託事業者募集に関する提案書記入項目」について提案書を作成のこと。
- ・ 別添、カタログ「PUT通信」、現地図面、備品一覧（予定）を参照のこと。

(4) 見積書

正本(要押印)1部、副本5部

- ・ 副本には応募者が特定できる社名、社章、ロゴマーク等表示を一切しないこと
- ・ 見積書の積算内容は可能な限り内訳を記入すること。なお、提出後の見積金額の増額は一切できない。

(5) 直近3年分の財務諸表

正本(要押印)1部

※提出用紙はA4判とする。ただし、フロー等でA4判に馴染まない場合にはこの限りではない。また、提出枚数は特に制限はないが、冗長にならないよう努めること。

※(1)～(5)については、紙媒体のほか、電子ファイルデータも提出すること。データはPDF形式のCD-ROMを1部提出すること。

8 参加申込関連書類及び提案書の提出について

(1) 受付期間

令和8年4月1日（水）～4月20日（月）正午まで

(2) 提出方法

電話連絡の上持参すること。郵送、電子メール、FAXでの提出は認めない。

9 公募に関する質問及び回答の方法

(1) 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月8日（水）正午まで

(2) 提出方法

電子メールにて質問書（様式5）を送付すること。

電話やFAX、口頭での質問は受け付けない。

(3) 質問への回答方法

募集要項等への質問に対するすべての回答を令和8年4月14日（火）頃に、質問者を非公開にして区公式ホームページに掲載する。

なお、回答の内容を以て本募集要項及び仕様書等の内容修正として扱うものとする。

10 選定方法等

- (1) 本件に関する事業者の選定は、福祉作業所等自主製品販売所運営委託事業者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置して審査を行い、優先交渉権者を決定する。
- (2) 選定は、一次審査及び二次審査を経て決定する。審査は非公開とする。
 - ①第一次審査・・・参加申込書等の提出書類について書類審査を行い採点評価する。評価の高い上位3社を選定する。但し、応募者数が3社以下の場合、全ての応募者を提案書の提出者として選定する。

- ②第二次審査・・・第一次審査により提案書の提出者として選定された者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。書類審査を踏まえ、ヒアリングにより総合的に評価を行う。書類審査、ヒアリングにより最も評価の高い応募者を優先交渉権者に決定する。
なお、会場に入室できるのは説明員を含め3名以内とするが、契約締結後に業務責任者になる予定の者は必ず参加すること。
また、入室の際には、社名を表示した衣類やバッジ等、社名を特定できるようなものを身に着けないこと。

ア. プレゼンテーション 15分以内

資料は原則として印刷物の使用とし、事前に提出された提案書等のほか、プレゼンテーション用に作成されたものも可能とする。その際には当日5部を持参すること。
(社名表示を一切しないこと)

イ. ヒアリング 15分以内

プレゼンテーション内容及び事前に提出された提案書等に関するヒアリング

ウ. 第2次審査時に区が準備する機材

プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、電源、延長コード

エ. 第2次審査時に参加者が用意する機材等 (任意)

プレゼンテーション用パソコン

オ. 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等をもとに行うものとする。提案書等と異なる内容の説明は認めない。

プレゼンテーションは参加者ごとに個別に行い、非公開とする。プレゼンテーション内容の録音、遠隔地からのオンラインによる参加及び傍聴は禁止とする。

(3) 評価項目

資料2 「事業者選定のための評価項目」のとおり

1.1 選定結果

第一次審査の選定結果については、すべての応募者に電子メールにより通知する。

第二次審査の選定結果については、第二次審査を行ったすべての応募者に電子メールにより通知する。

なお、審査内容に関する問合せに対しては一切応じないものとする。

1.2 契約等

- (1) 本プロポーザルの選定の結果、優先交渉権者に決定したものと契約交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は次の順位のものとの交渉を行う。
- (2) 区は(1)で交渉した結果、合意に達した者と随意契約をする。
- (3) 契約は単年度契約とするが、履行状況を厳正に確認し、履行実績が良好と認められた場合に限り、引き続き1年単位で契約更新できるものとする。更新は4回までとする。

1.3 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込者は、本件事業につき複数の提案をしてはならない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、本プロポーザル実施の用途以外に提案者に無断で使用することはない。
- (5) 提出期限終了後の提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (6) 本プロポーザルの結果、不採用となった提案書等（以下、不採用提案物。）の内容に関する権利については、参加者に帰属し、参加者は不採用提案物を自己または他の顧客のために再利用することができる。ただし、不採用提案物の再利用が本プロポーザルの成果物との間に誤認、混同を生じるおそれがある場合を除く。
- (7) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。
- (8) 参加申込関係書類の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに連絡の上、参加辞退届（様式6）を郵送または持参にて提出すること。

1.4 問合せ及び書類提出先

〒110-8615 台東区東上野四丁目5番6号 台東区役所2階10番窓口

台東区福祉部 障害福祉課

担当 中前・堀江・下口

電話 03(5246)1207 / FAX 03(5246)1179

メールアドレス : 電子メールアドレスについては、電話でお問い合わせください。

福祉作業所等自主製品販売所運営委託事業者募集に関する提案書記入項目

(1) 法人に関すること

① 法人の理念及び障害福祉に関する考え方

・法人が掲げる理念や障害福祉に関する考え方を記載してください。

② 法人の事業実績

・法人の事業実績を記載してください。

・同種又は類似の業務の実績を記載してください。

※なお、同種又は類似の業務の実績については、別途、図や写真等の添付・提出も可ですが、申請した会社名を特定できるものは使用しないでください。

③ 台東区との関わり

区との関わりや業務実績を記載してください。

(2) 事業運営に関する考え方

福祉作業所等の自主製品販売事業に対する考え方

福祉作業所等の自主製品販売事業に対する基本的な考え方について、福祉作業所等の実情を踏まえ記載してください。

(3) 個別の事業内容に対する事業計画及び売上向上等に向けた取り組み

① 障害の有無にかかわらず参加できるイベント等

具体的な方策を提案してください。

② 区内福祉作業所等の利用者に対する就労の機会の提供

区内の福祉作業所等の利用者に対して就労の機会を提供するための具体的な方策を提案してください。

③ 区内福祉作業所等の理解促進、PR

障害者への理解を促進するための区内福祉作業所等のPRについて、具体的な方策を提案してください。

④ 販売促進活動

店舗への集客や福祉作業所等の自主製品の売り上げ増を図るための具体的な方策を提案してください。

(4) その他

台東区作業所等経営ネットワーク「プロジェクトパワーアップたいとう」との連携や地域との交流について具体的な方策があれば提案してください。

事業者選定のための評価項目

評価項目	内容
経営の安定性	健全な事業経営が行われており、経営に安定性があるか。 また委託内容を継続的に実施できるか。
業務遂行力	適切な人員を確保できる方策があるか。業務を円滑に遂行するための人員が適正に配置されているか。
管理体制	業務進捗やリスクについての管理体制が整っているか。従事者への研修や苦情等に迅速に対応できる体制が整っているか。
業務執行技術力	業務を遂行するために必要な知識、経験を有しているか
障害福祉への精通度	障害福祉に関する知識、業務経験を有しているか。
台東区への精通度	地域の特色を理解しているか。
業務の理解度	業務の理解度は十分か。
内容の的確性	提案内容は具体的かつ実現性があるか。
取組姿勢	業務に対する意欲や熱意があるか。
見積金額の妥当性	適正な見積金額が提示されているか。
その他	独自の魅力的な提案があるか。